

在宅生活改善調査 集計結果

令和5(2023)年6月
新潟県柏崎市

発送事業所数：38件

回収事業所数：33件

回収率：86.8%

【在宅生活改善調査】

調査の目的

- ・在宅生活改善調査では、「**過去1年間**」の、①自宅等から居場所を変更した利用者の行先別人数や②自宅等において死亡した利用者の人数、また、現在自宅等にお住まいの方で、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の、①人数や②生活の維持が難しくなっている理由、③生活の改善のために必要な支援・サービス等を把握します。
- ・そして、調査の結果や、調査結果に基づいた関係者間での議論を通じ、住み慣れた地域での生活の継続性を高めるために必要な支援やサービス、連携のあり方を検討し、介護保険事業計画に反映していくことを目的としています。

調査の概要

- ・アンケートは、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの方にご回答いただきます。各ケアマネジャーは担当する利用者について、上記の「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」を抽出し、その概要を回答します。
- ・それぞれのケアマネジャーが判断する、「その方の生活改善に必要な支援・サービス」が「地域に不足する支援・サービス」である、という考え方が基礎にあります。
- ・本調査の集計では、「特養待機者」「その他施設等の待機者」「在宅サービス待機者」という言葉を使用していますが、これは特養のみでなく、その他のサービスの待機者についても同じように把握し、整備の必要性を検討するためのものです。

注目すべきポイント

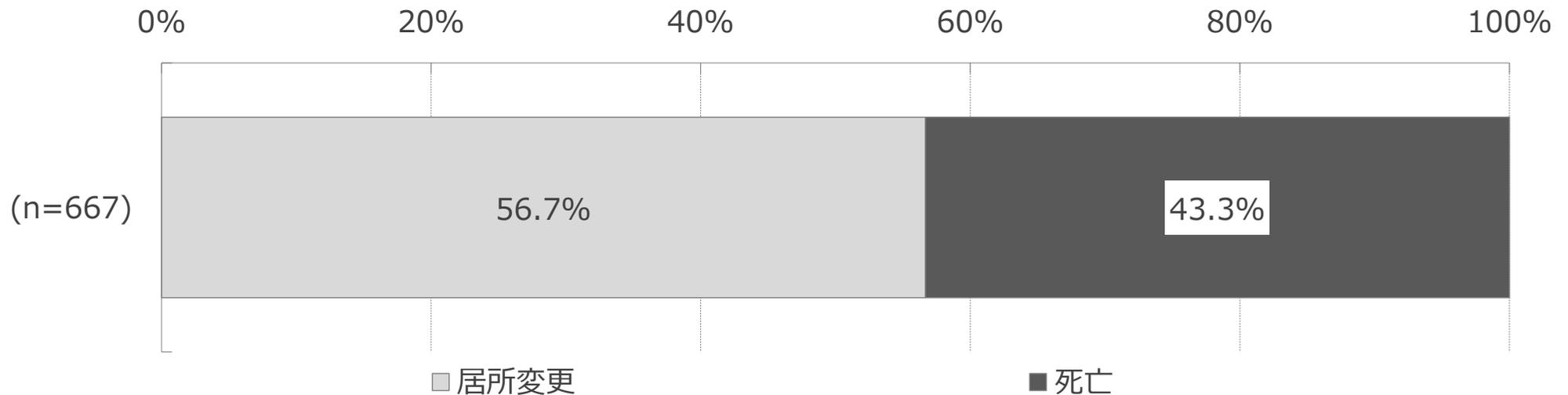
- ・過去1年間で、自宅等から居所を変更した人（住み慣れた住まいで暮らすことができなくなった人）は、どの程度いるか？
- ・現在、生活の維持が難しくなっている人は、どのような人で、どの程度いるか？（継続的に調査し、その人数を減らすことはできないか）
- ・生活の維持が難しくなっている理由、生活改善に必要な支援・サービスは何か？（サービス提供体制の構築方針の検討）

※ 特に生活の維持が難しくなっている理由や、必要な支援・サービスについては、アンケート調査の結果のみでなく、調査結果をもとに関係者間での議論を通じて検討することが重要です。

過去1年間の実績

過去1年間の居所変更と自宅等における死亡の割合

過去1年間の居所変更と自宅等における死亡の割合については、「居所変更」が56.7%、「死亡」が43.3%となっています。
また、過去1年間に自宅等から居所を変更した利用者数は435人、過去1年間に自宅等で死亡した利用者数は333人と推計されます。



柏崎市全体で、過去1年間に
自宅等から居所を変更した利用者数



粗推計	回答実数
-----	------

435人

378人

柏崎市全体で、過去1年間に
自宅等で死亡した利用者数



333人

289人

(注1) 「自宅等」には、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム・軽費老人ホームを含めていません。
(注2) 「粗推計」は、居所を変更した利用者数や自宅等で死亡した利用者数に、回収率の逆数を乗じて簡易的に算出しています。

過去1年間に自宅等から居場所を変更した利用者の行先別の人数

過去1年間に自宅等から居場所を変更した利用者の行先（市内）については、「兄弟・子ども・親戚等の家」が103人（27.2%）と最も多く、次いで「介護老人保健施設」が62人（16.4%）、「特別養護老人ホーム」が50人（13.2%）、「グループホーム」が40人（10.6%）となっています。

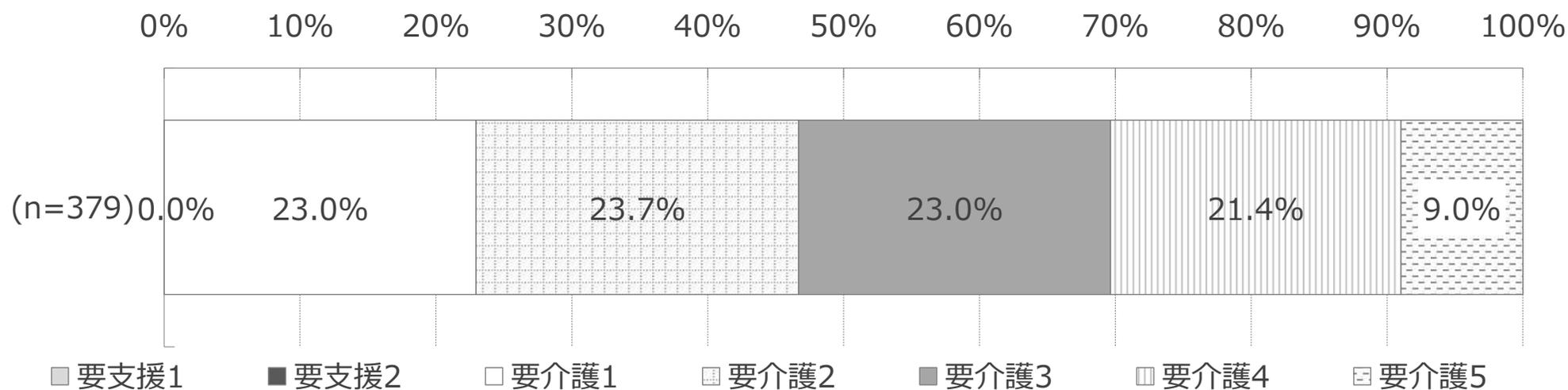
行先	市内	市外	合計
兄弟・子ども・親戚等の家	103人 27.2%	5人 1.3%	108人 28.6%
住宅型有料老人ホーム	15人 4.0%	2人 0.5%	17人 4.5%
軽費老人ホーム	3人 0.8%	0人 0.0%	3人 0.8%
サービス付き高齢者向け住宅	11人 2.9%	4人 1.1%	15人 4.0%
グループホーム	40人 10.6%	0人 0.0%	40人 10.6%
特定施設	26人 6.9%	4人 1.1%	30人 7.9%
地域密着型特定施設	2人 0.5%	0人 0.0%	2人 0.5%
介護老人保健施設	62人 16.4%	3人 0.8%	65人 17.2%
療養型・介護医療院	15人 4.0%	4人 1.1%	19人 5.0%
特別養護老人ホーム	50人 13.2%	2人 0.5%	52人 13.8%
地域密着型特別養護老人ホーム	1人 0.3%	0人 0.0%	1人 0.3%
その他	20人 5.3%	2人 0.5%	22人 5.8%
行先を把握していない			4人 1.1%
合計	348人 92.1%	26人 6.9%	378人 100.0%

(注1) 「自宅等」には、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム・軽費老人ホームを含めていません。

(注2) 表の上段の数値は、「回答実数」であり、回収率の逆数を乗じて簡易的に算出した「粗推計」されたものではありません。

過去1年間に自宅等から居場所を変更した利用者の要介護度の内訳

過去1年間に自宅等から居場所を変更した利用者の要介護度別の内訳については、「要介護2」が23.7%と最も高く、次いで「要介護1」と「要介護3」が同率の23.0%、「要介護4」が21.4%、「要介護5」が9.0%となっています。



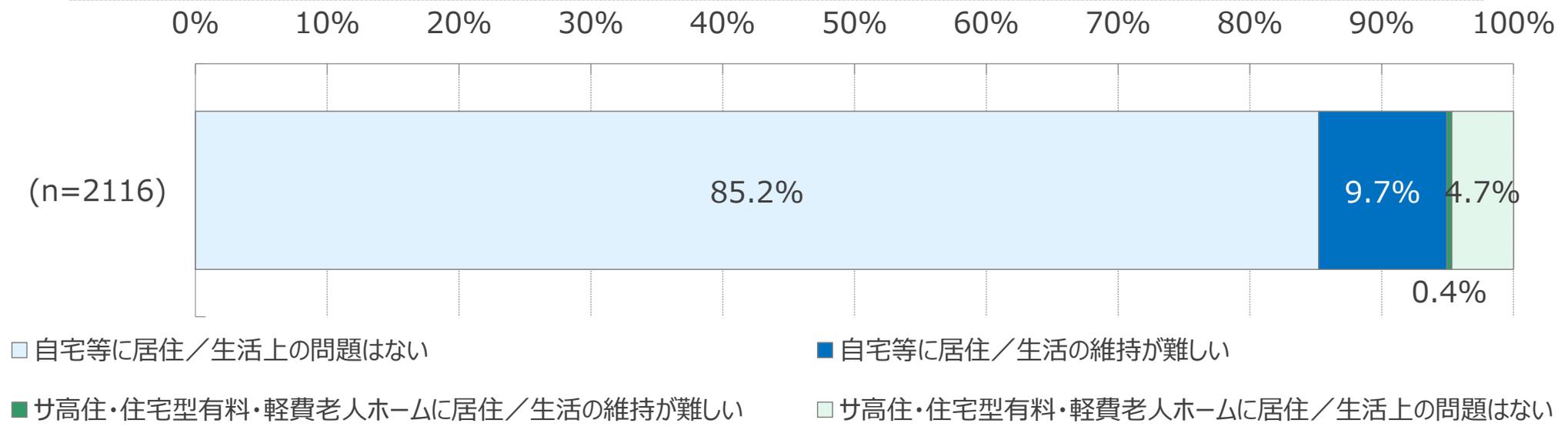
(注) 「自宅等」には、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム・軽費老人ホームを含めていません。また、死亡した方は集計から除いています。

現在の利用者の状況

現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者

自宅等、サービス付き高齢者住宅、住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホームで生活する利用者の在宅生活の維持に関する状況については、「自宅等に居住／生活上の問題はない」が85.2%と最も高く、次いで「自宅等に居住／生活の維持が難しい」が9.7%、「サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームに居住／生活上の問題はない」が4.7%、「サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームに居住／生活の維持が難しい」が0.4%となっています。

また、「自宅・サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームに居住する利用者のうち、生活の維持が難しくなっている割合」は10.1%で、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者数は246人と推計されます。



自宅・サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームに居住する利用者のうち、生活の維持が難しくなっている割合



10.1%

柏崎市全体で、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者数



	粗推計	回答実数
合計	246人	214人
(要介護2以下)	159人	138人
(要介護3以上)	88人	76人

(注)「粗推計」は、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者数に回収率の逆数を乗じて簡易的に算出しています。

現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者の属性

現在自宅等で生活している要介護者のうち、「在宅での生活の維持が難しくなっている利用者」について、属性別に分類した下表をみると、最も多いのは「独居で、自宅等（持ち家）に住む、要介護2以下の方」で、全体の28.8%を占めています。

また、「その他世帯で、自宅等（持ち家）に住む、要介護3以上の方」は15.3%、「夫婦のみ世帯で、自宅等（持ち家）に住む、要介護2以下の方」は11.2%と続いています。

順位 (上位10類型)	回答実数	粗推計	割合	世帯類型				居所			要介護度	
				独居	夫婦のみ世帯	単身の子どもの同居	その他世帯	自宅等 (持ち家)	自宅等 (借家)	サ高住・住宅型有料・ 軽費	介2以下	介3以上
1	62人	71人	28.8%	★				★			★	
2	33人	38人	15.3%				★	★				★
3	24人	28人	11.2%		★			★			★	
4	20人	23人	9.3%				★	★			★	
5	14人	16人	6.5%	★					★		★	
6	12人	14人	5.6%			★		★				★
6	12人	14人	5.6%			★		★			★	
8	10人	12人	4.7%		★			★				★
9	9人	10人	4.2%	★				★				★
10	4人	5人	1.9%	★						★	★	
上記以外	15人	17人	7.0%									
合計	215人	248人	100.0%									

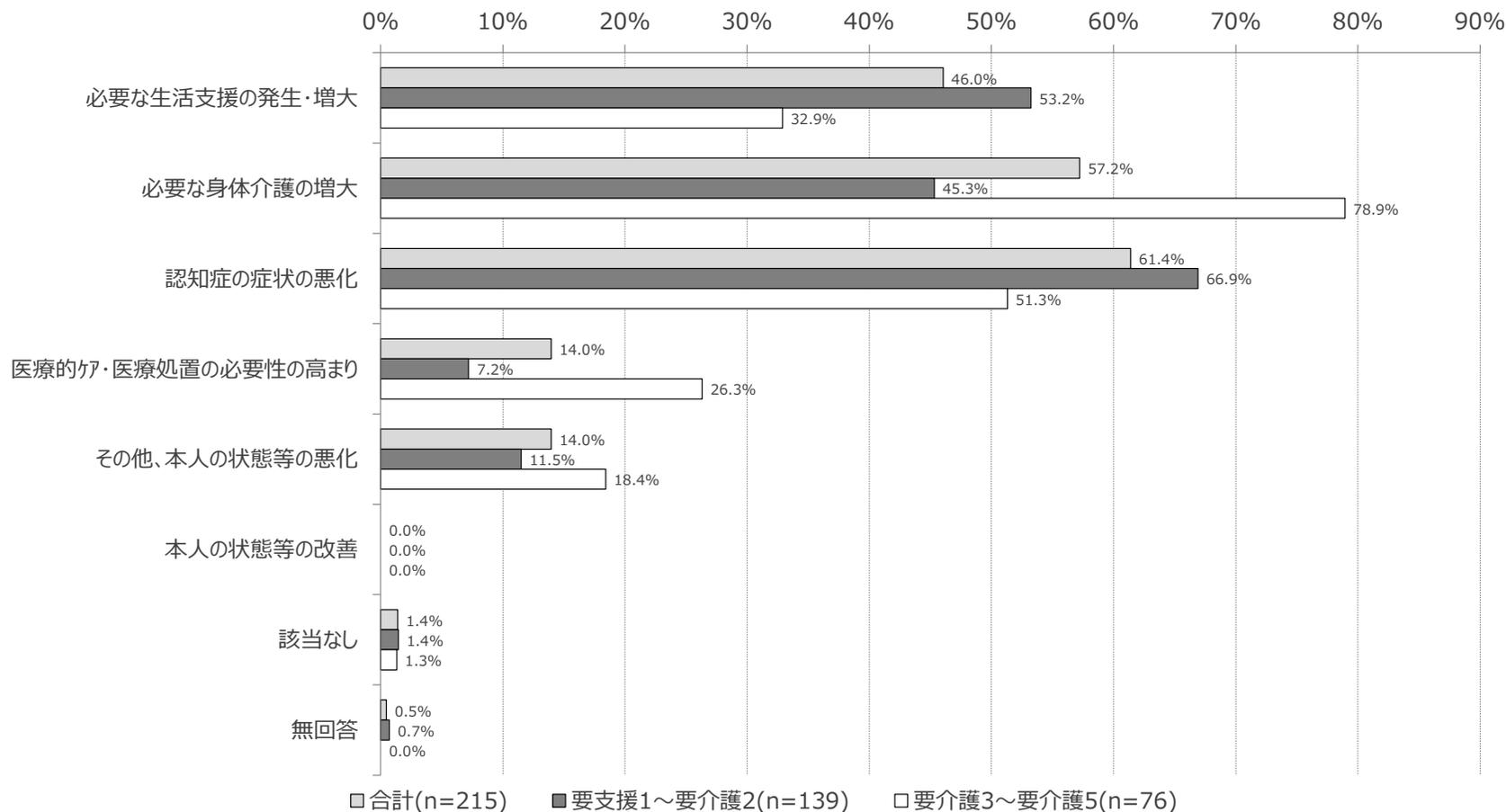
(注) 「粗推計」は、回答数に回収率の逆数を乗じて簡易的に算出しています。また、「上記以外」には、要介護度が「新規申請中」の方や属性が不明な方を含めています。

生活の維持が難しくなっている理由 (本人の状態に属する理由、複数回答)

「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の生活の維持が難しくなっている理由（本人の状態に属する理由）については、全体では「認知症の症状の悪化」が61.4%と最も高く、次いで「必要な身体介護の増大」が57.2%、「必要な生活支援の発生・増大」が46.0%となっています。

要介護2以下では、「認知症の症状の悪化」が66.9%と最も高く、次いで「必要な生活支援の発生・増大」が53.2%、「必要な身体介護の増大」が45.3%となっています。

要介護3以上では、「必要な身体介護の増大」が78.9%と最も高く、次いで「認知症の症状の悪化」が51.3%、「必要な生活支援の発生・増大」が32.9%となっています。また、「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」の割合が26.3%で、要介護2以下（7.2%）よりも19.1ポイント高くなっています。



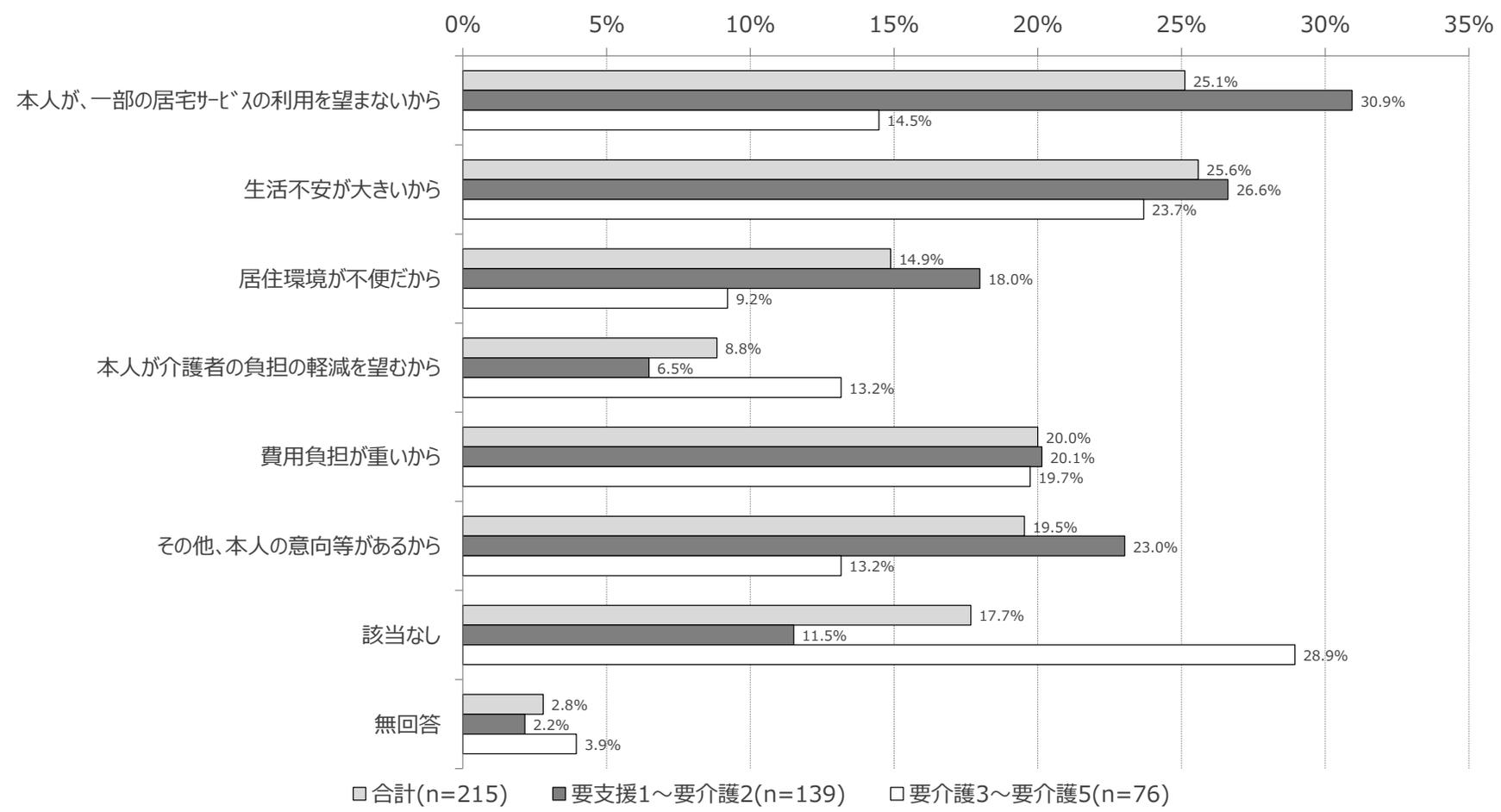
(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

生活の維持が難しくなっている理由 (本人の意向に属する理由、複数回答)

「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の生活の維持が難しくなっている理由（本人の意向に属する理由）については、全体では「生活不安が大きいから」が25.6%と最も高く、次いで「本人が、一部の居宅サービスの利用を望まないから」が25.1%、「費用負担が重いから」が20.0%、「その他、本人の意向等があるから」が19.5%となっています。

要介護2以下では、「本人が、一部の居宅サービスの利用を望まないから」が30.9%と最も高く、次いで「生活不安が大きいから」が26.6%、「その他、本人の意向等があるから」が23.0%、「費用負担が重いから」が20.1%となっています。

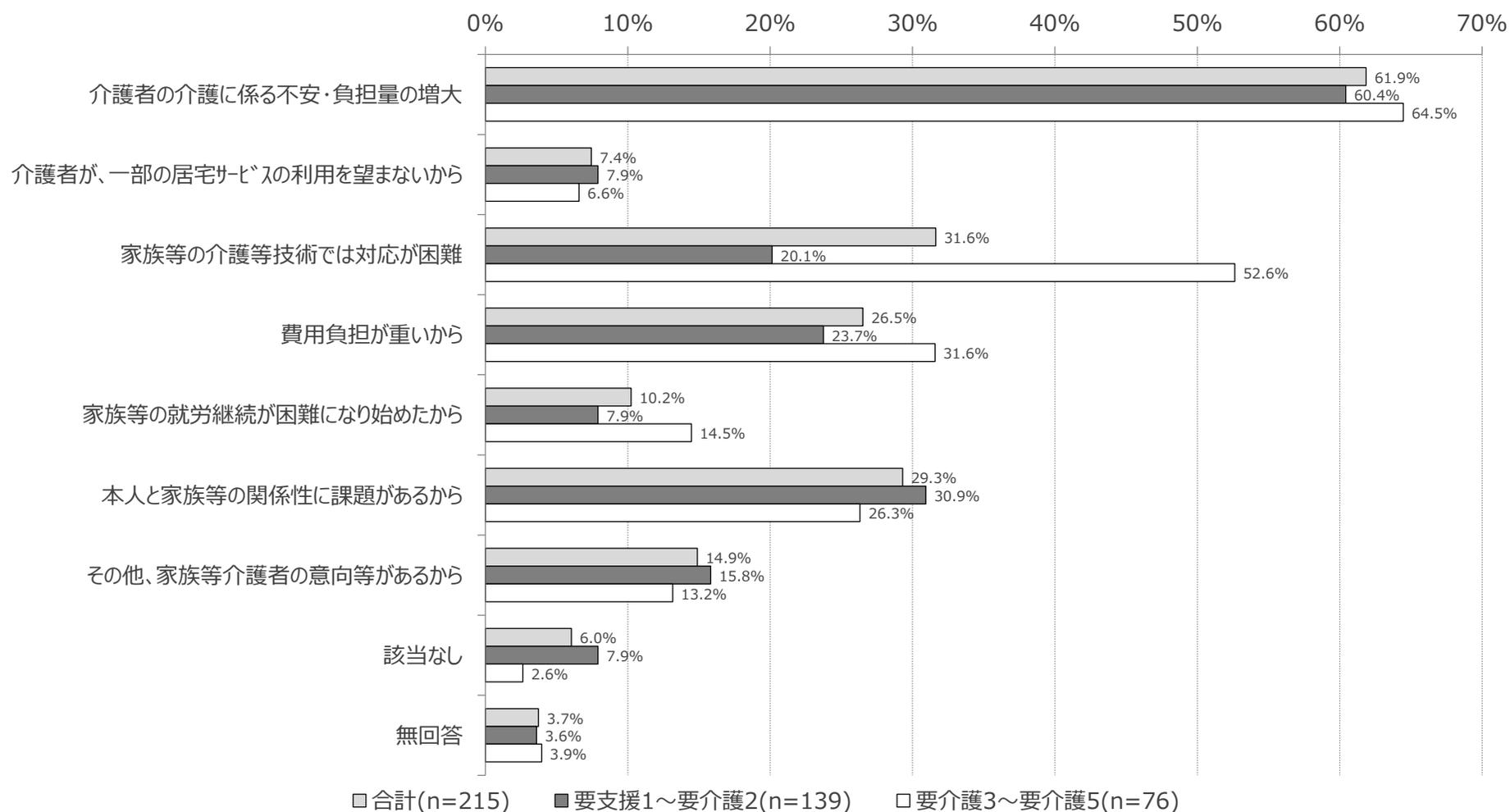
要介護3以上では、「該当なし」が28.9%で最も高くなっており、それ以外では「生活不安が大きいから」が23.7%、「費用負担が重いから」が19.7%、「本人が、一部の居宅サービスの利用を望まないから」が14.5%と続いています。



(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

生活の維持が難しくなっている理由 (家族等介護者の意向・負担等に属する理由、複数回答)

「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の生活の維持が難しくなっている理由（家族等介護者の意向・負担等に属する理由）については、全体、要介護2以下、要介護3以上のいずれにおいても「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」が最も高く、6割を超える割合を示しています。
また、要介護3では、「家族等の介護等技術では対応が困難」が52.6%と高くなっています。



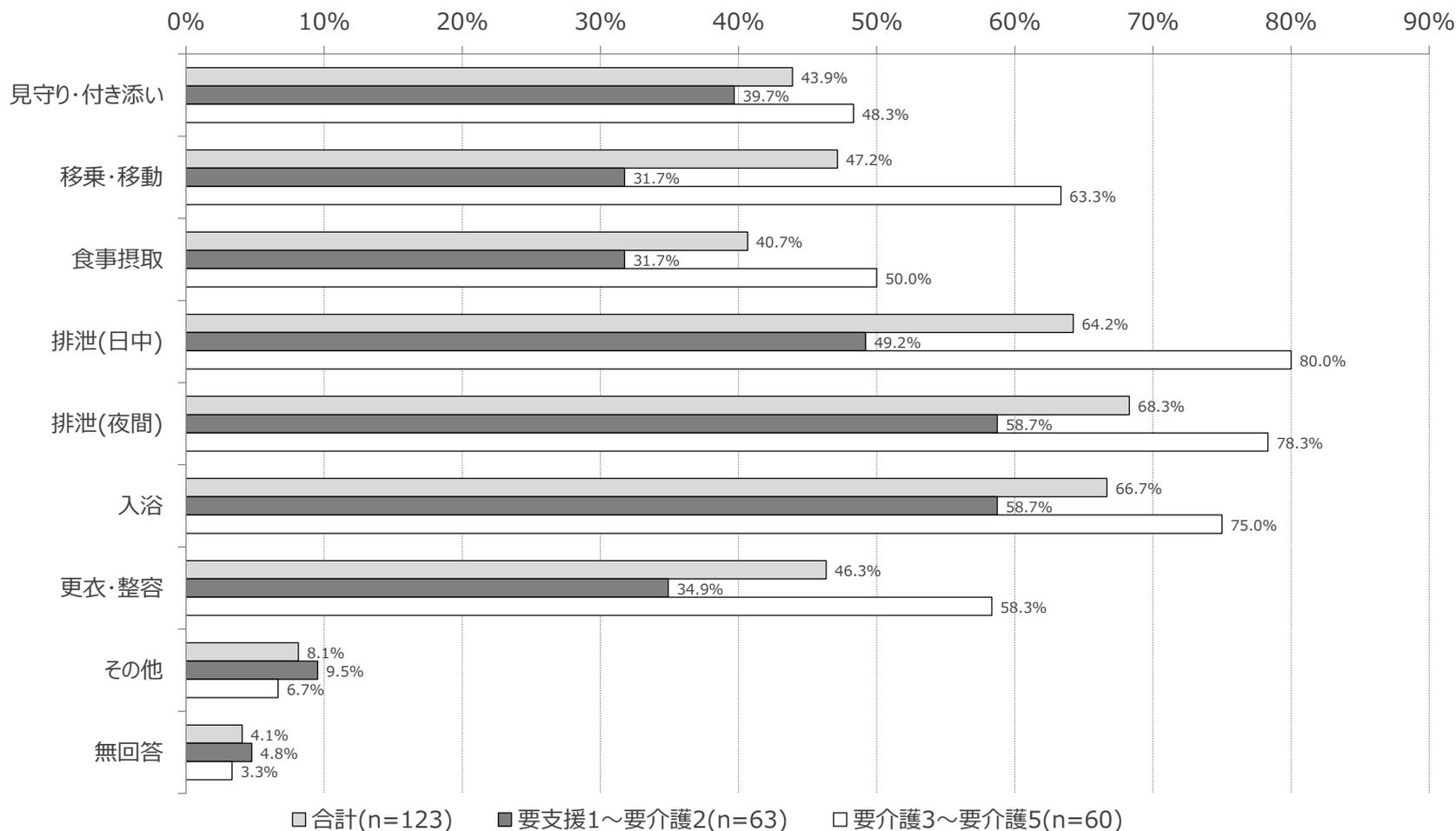
(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

「必要な身体介護の増大」が理由の人の具体的な内容（複数回答）

「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の生活の維持が難しくなっている理由（本人の状態に属する理由）として、「必要な身体介護の増大」と回答した方に具体的な内容を尋ねたところ、全体では「排泄（夜間）」が68.3%と最も高く、次いで「入浴」が66.7%、「排泄（日中）」が64.2%となっています。

要介護2以下では、「排泄（夜間）」と「入浴」が同率の58.7%で最も高く、次いで「排泄（日中）」が49.2%となっています。

要介護3以上では、「排泄（日中）」が80.0%と最も高く、次いで「排泄（夜間）」が78.3%、「入浴」が75.0%、「移乗・移動」が63.3%、「更衣・整容」が58.3%、「食事摂取」が50.0%となっています。



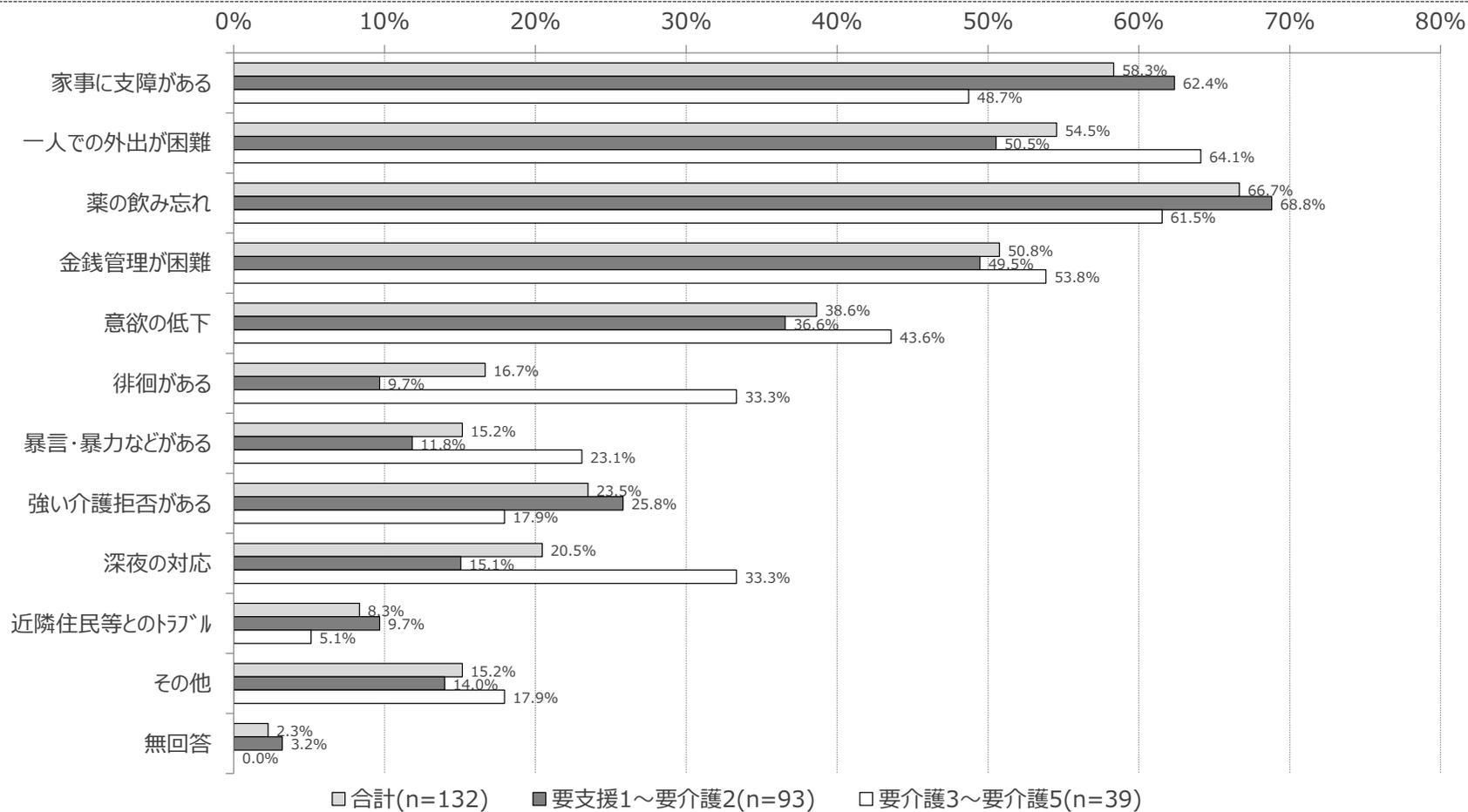
(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

「認知症の症状の悪化」が理由の人の具体的な内容（複数回答）

「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の生活の維持が難しくなっている理由（本人の状態に属する理由）として、「認知症の症状の悪化」と回答した方に具体的な内容を尋ねたところ、全体では「薬の飲み忘れ」が66.7%と最も高く、次いで「家事に支障がある」が58.3%、「一人での外出が困難」が54.5%、「金銭管理が困難」が50.8%となっています。

要介護2以下では、「薬の飲み忘れ」が68.8%と最も高く、次いで「家事に支障がある」が62.4%、「一人での外出が困難」が50.5%、「金銭管理が困難」が49.5%となっています。

要介護3以上では、「一人での外出が困難」が64.1%と最も高く、次いで「薬の飲み忘れ」が61.5%、「金銭管理が困難」が53.8%、「家事に支障がある」が48.7%となっています。



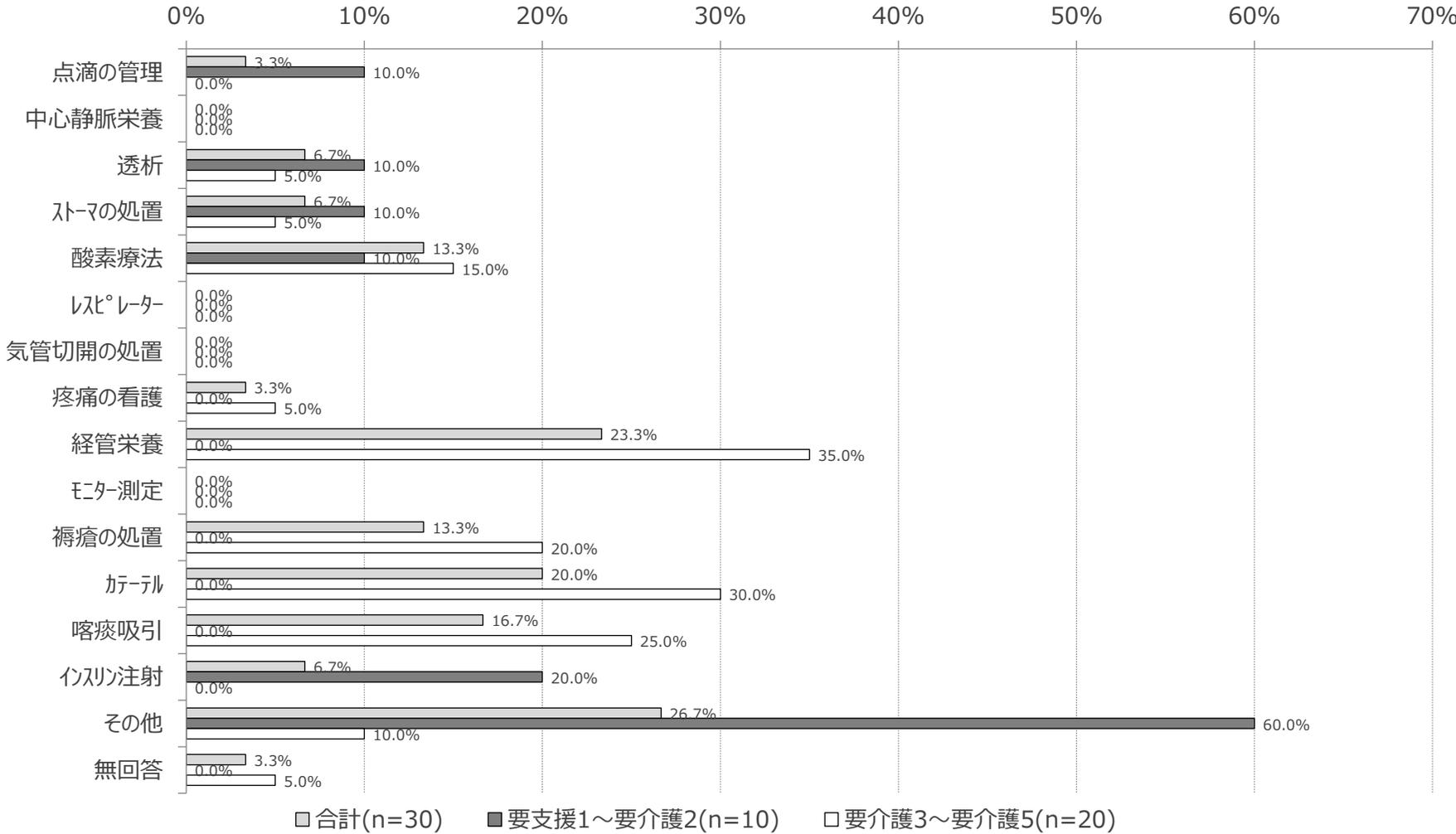
(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」が理由の人の具体的な内容（複数回答）

「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の生活の維持が難しくなっている理由（本人の状態に属する理由）として、「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」と回答した方に具体的な内容を尋ねたところ、「その他」以外の割合については、全体では「経管栄養」が23.3%と最も高く、次いで「カテーテル」が20.0%となっています。

要介護2以下では、「インスリン注射」が20.0%で最も高くなっています。

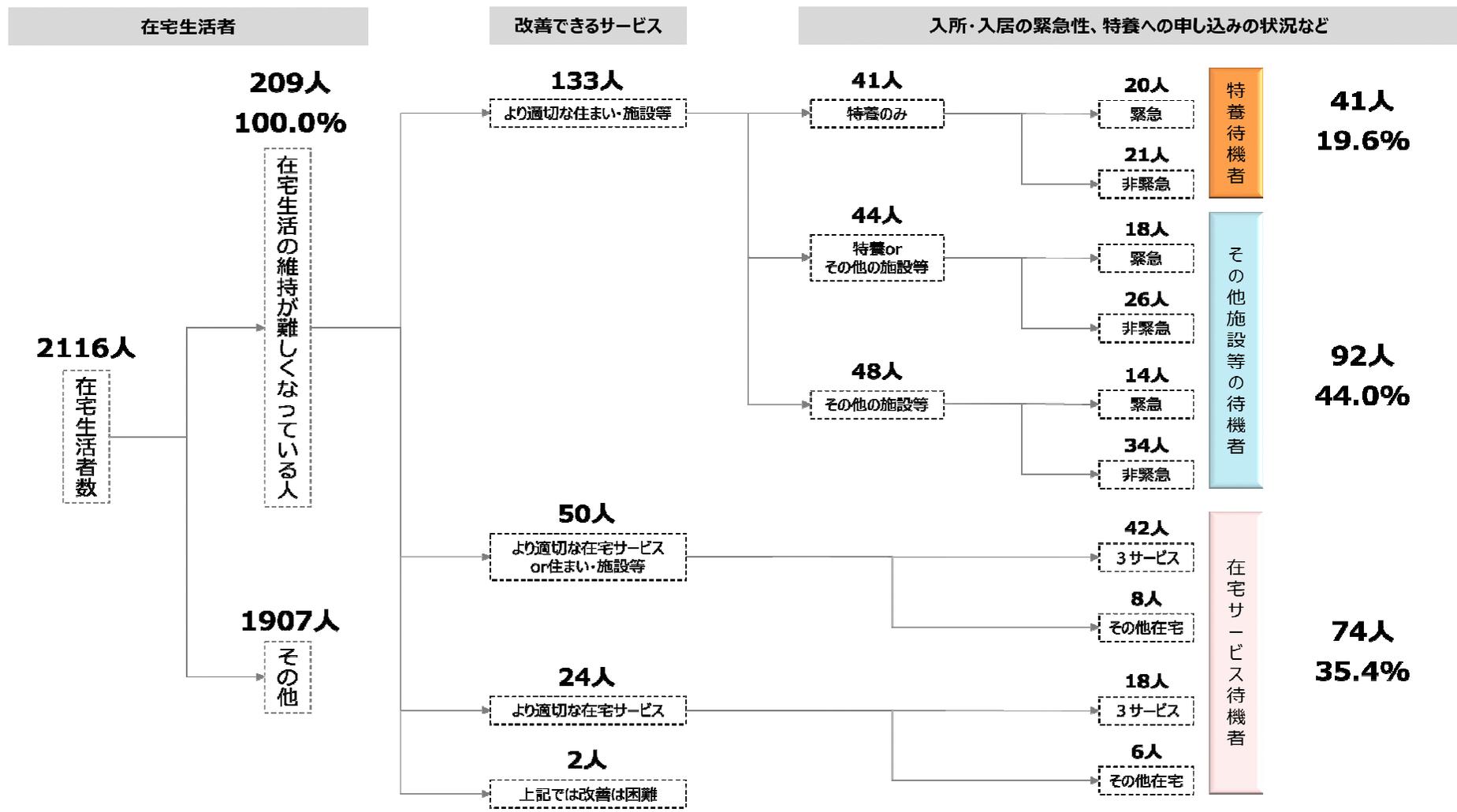
要介護3以上では、「経管栄養」が35.0%と最も高く、次いで「カテーテル」が30.0%、「喀痰吸引」が25.0%となっています。



(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更

「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の生活の改善に必要なサービス変更については、「より適切な『住まい・施設等』に変更する（例：サ高住への入居、特養への入所等）」が133人（63.6%）と最も多く、「より適切な『在宅サービスor住まい・施設等』に変更する（例：定期巡回の利用、もしくは特養への入所が適切等）」が50人（23.9%）、「より適切な『在宅サービス』に変更する（例：小多機等）」が24人（11.5%）と続いています。



(注1) 「より適切な在宅サービスor住まい・施設等」については、選択された在宅サービスで「住まい・施設等」を代替できるとして、「在宅サービス待機者」に分類しています。
 (注2) 「生活の維持が難しくなっている人」の合計215人のうち、上記の分類が可能な209人について分類しています（分類不能な場合は「その他」に算入しています）。割合（%）は、209人を分母として算出したものです。
 (注3) 「非緊急」には、緊急度について「入所が望ましいが、しばらくは他のサービスでも大丈夫」「その他」と答えた方と無回答の方を含めています。
 (注4) 上記に示す人数は、「回答実数」であり、回収率の逆数を乗じて簡易的に算出した「粗推計」されたものではありません。

「その他施設等の待機者」と「在宅サービス待機者」の 生活の改善に必要なサービス（複数回答）

生活の改善に必要なサービスについては、特養以外の「その他施設等の待機者」では「特別養護老人ホーム」が44人（47.8%）と最も多く、次いで「グループホーム」が42人（45.7%）、「介護老人保健施設」が25人（27.2%）となっています。
「在宅サービス待機者」では、「特別養護老人ホーム」が33人（44.6%）と最も多く、次いで「小規模多機能」が32人（43.2%）、「ショートステイ」が28人（37.8%）、「定期巡回サービス」が25人（33.8%）、「グループホーム」が22人（29.7%）となっています。

生活の改善に必要なサービス	その他施設等の待機者(92人)			在宅サービス待機者(74人)		
	サービス名	人数	割合	サービス名	人数	割合
住まい・施設等	住宅型有料	21人	22.8%	住宅型有料	12人	16.2%
	サ高住	11人	12.0%	サ高住	8人	10.8%
	軽費老人ホーム	0人	0.0%	軽費老人ホーム	0人	0.0%
	グループホーム	42人	45.7%	グループホーム	22人	29.7%
	特定施設	16人	17.4%	特定施設	2人	2.7%
	介護老人保健施設	25人	27.2%	介護老人保健施設	6人	8.1%
	療養型・介護医療院	17人	18.5%	療養型・介護医療院	3人	4.1%
	特別養護老人ホーム	44人	47.8%	特別養護老人ホーム	33人	44.6%
在宅サービス	-	-	-	ショートステイ	28人	37.8%
	-	-	-	訪問介護、訪問入浴	11人	14.9%
	-	-	-	夜間対応型訪問介護	10人	13.5%
	-	-	-	訪問看護	9人	12.2%
	-	-	-	訪問リハ	0人	0.0%
	-	-	-	通所介護、通所リハ、 認知症対応型通所	13人	17.6%
	-	-	-	定期巡回サービス	25人	33.8%
	-	-	-	小規模多機能 看護小規模多機能	32人 12人	43.2% 16.2%

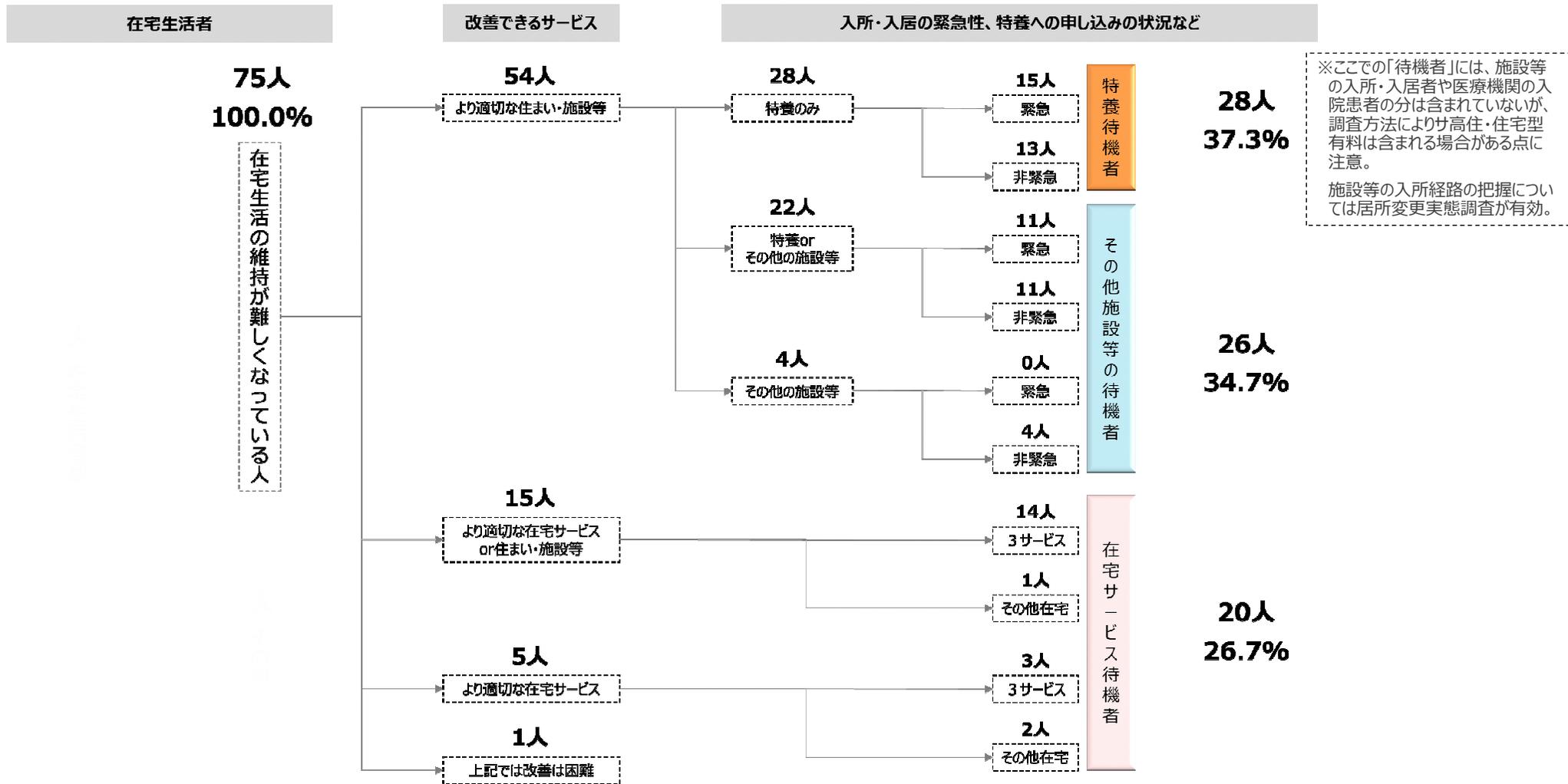
生活の改善に向けて、代替が可能

(注1) 割合は、それぞれ、その他施設等の待機者92人、在宅サービス待機者74人を分母として算出したものです。

(注2) 「在宅サービス待機者」について、生活改善に必要なサービスとして「住まい・施設等」と「在宅サービス」の両方を回答している場合は、代替が可能としています。

「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更（要介護3以上）

「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方（要介護3以上）」の生活の改善に必要なサービス変更については、「より適切な『住まい・施設等』に変更する（例：サ高住への入居、特養への入所等）」が54人（72.0%）と最も多く、「より適切な『在宅サービスor住まい・施設等』に変更する（例：定期巡回の利用、もしくは特養への入所が適切等）」が15人（20.0%）、「より適切な『在宅サービス』に変更する（例：小多機等）」が5人（6.7%）と続いています。



※ここでの「待機者」には、施設等の入所・入居者や医療機関の入院患者の分は含まれていないが、調査方法によりサ高住・住宅型有料は含まれる場合がある点に注意。
施設等の入所経路の把握については居所変更実態調査が有効。

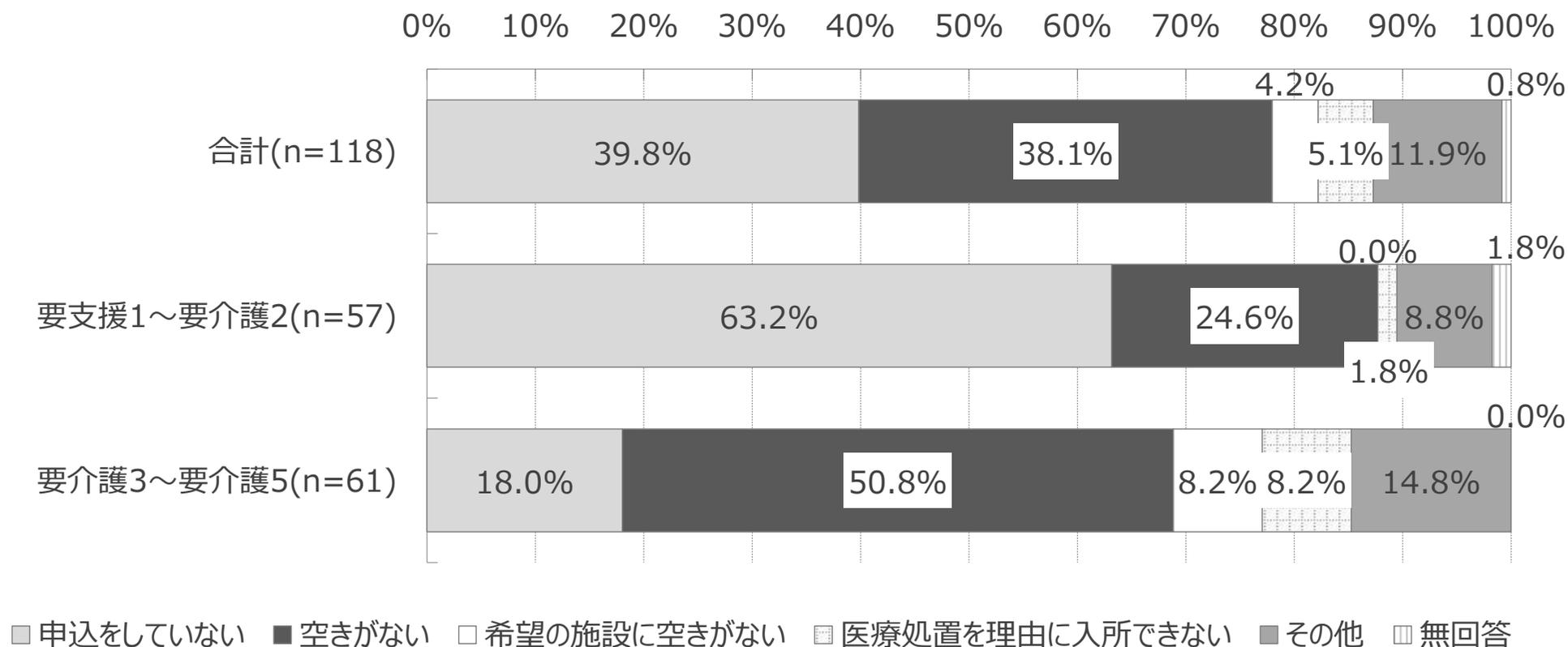
(注1) 「より適切な在宅サービスor住まい・施設等」については、選択された在宅サービスで「住まい・施設等」を代替できるとして、「在宅サービス待機者」に分類しています。
 (注2) 「生活の維持が難しくなっている人（要介護3以上）」の合計76人のうち、上記の分類が可能な75人について分類しています（分類不能な場合は「その他」に算入しています）。割合（%）は、75人を分母として算出したものです。
 (注3) 「非緊急」には、緊急度について「入所が望ましいが、しばらくは他のサービスでも大丈夫」「その他」と答えた方と無回答の方を含めています。
 (注4) 上記に示す人数は、「回答実数」であり、回収率の逆数を乗じて簡易的に算出した「粗推計」されたものではありません。

特養に入所できていない理由 (改善に必要なサービスで、特養を選択した人)

改善に必要なサービスとして「特別養護老人ホーム」と回答した方に特養に入所できていない理由を尋ねたところ、全体では「申込をしていない」が39.8%と最も高く、次いで「空きがない」が38.1%、「医療処置を理由に入所できない」が5.1%、「希望の施設に空きがない」が4.2%となっています。

要介護2以下では、「申込をしていない」が63.2%と最も高く、次いで「空きがない」が24.6%となっています。

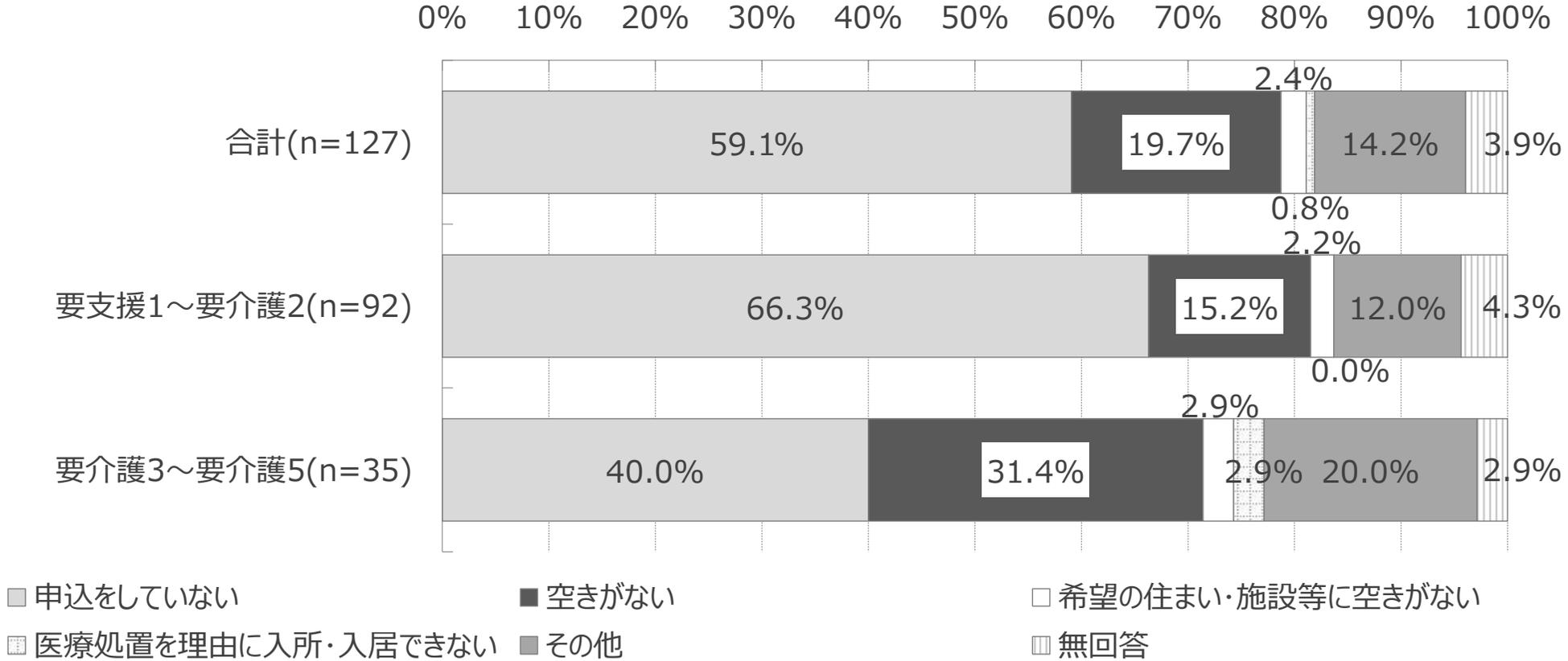
要介護3以上では、「空きがない」が50.8%と最も高く、次いで「申込をしていない」が18.0%、「希望の施設に空きがない」と「医療処置を理由に入所できない」が同率の8.2%となっています。



(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

特養以外の住まい・施設等に入所・入居できていない理由 (改善に必要なサービスで、特養以外の施設・住まい等を選択した人)

改善に必要なサービスとして「特別養護老人ホーム」以外の施設・住まい等を選択した方に特養以外の住まい・施設等に入所・入居できていない理由を尋ねたところ、全体、要介護2以下、要介護3以上のいずれにおいても「申込をしていない」が最も高くなっています。
 要介護2以下では、「申込をしていない」が66.3%と最も高く、次いで「空きがない」が15.2%、「希望の住まい・施設等に空きがない」が2.2%となっています。
 要介護3以上では、「空きがない」が31.4%と比較的高くなっています。



(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

調査結果のまとめと考察

■ 調査結果のまとめ

- 過去1年間（令和4（2022）年1月1日～12月31日）において、居場所を変更した利用者は379人確認されており、「要介護2」が23.7%と最も多く、次いで「要介護1」と「要介護3」が同率の23.0%、「要介護4」が21.4%、「要介護5」が9.0%となっています。
- 居場所を変更した利用者の行先は、「兄弟・子ども・親戚等の家」が全体の約3割を占めており、「介護老人保健施設」、「特別養護老人ホーム」が続いています。
- 在宅生活の維持が困難となっている方は、全体の10.1%で、そのほとんどが自宅で生活している方となっています。
- 在宅生活の維持が困難となっている方の世帯類型は、「独居」が最も多くなっています。
- 在宅生活の維持が困難となる要因については、本人の意向に属する理由の中では「本人が、一部の居宅サービスの利用を望まないから」と「生活不安が大きいため」の割合が高く、家族等介護者の意向・負担等に属する理由の中では「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」が6割超で最も高くなっています。
- 「必要な身体介護の増大」を理由に在宅生活の維持が困難となっているケースにおいて、負担となっている具体的な内容は、「排泄（日中・夜間）」と「入浴」の割合が高く、要介護3以上では「移乗・移動」、「食事摂取」、「更衣・整容」の割合も5割以上となっています。
- 「認知症の症状の悪化」を理由に在宅生活の維持が困難となっているケースにおいて、負担となっている具体的な内容は、「家事に支障がある」、「一人での外出が困難」、「薬の飲み忘れ」の割合が高く、要介護3以上では「一人での外出が困難」と「金銭管理が困難」の割合も5割以上となっています。
- 「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」を理由に在宅生活の維持が困難となっているケースにおいて、必要性が高まっている具体的な処置内容は、「経管栄養」、「カテーテル」、「喀痰吸引」の割合が比較的高くなっています。
- 生活の改善に必要なサービス類型については、「より適切な住まい・施設等」が63.6%が最も高く、「より適切な在宅サービス」は11.5%となっています。
- 住まい・施設サービスの利用にあたっての緊急度は、52人（39.1%）が「緊急」、81人（60.9%）が「非緊急」となっています。
- 生活の改善に必要な住まい・施設等については、「その他施設等の待機者」、「在宅サービス待機者」とともに「特別養護老人ホーム」の割合が最も高くなっています。また、「その他施設等の待機者」では「グループホーム」も5割近い割合を示しています。
- 生活の改善に必要な在宅サービスについては、「小規模多機能」が43.2%と最も高く、次いで「ショートステイ」が37.8%、「定期巡回サービス」が33.8%となっています。
- 特別養護老人ホームへの入所が適切であると判断された方の同施設への申込及び待機状況は、「申込をしていない」が39.8%、「空きがない」が38.1%となっています。なお、「空きがない」の割合は、要介護2以下では24.6%、要介護3以上では50.8%となっています。
- 特別養護老人ホーム以外の施設等への入所が適切であると判断された方の申込及び待機状況は、「申込をしていない」が59.1%、「空きがない」が19.7%となっています。なお、「空きがない」の割合は、要介護2以下では15.2%、要介護3以上では31.4%となっています。

調査結果のまとめと考察

■ 考察

- 過去 1 年間に於いて、自宅等での生活が困難となり、居所を変更した人数は、市全体で435人と推計されます。また、現在、自宅等にお住まいの方のうち、生活の維持が困難となっている人数は、市全体で246人と推計されます。在宅生活維持の限界点の延伸に向けた支援・取組の効果を測る上では、これらの数字を経年的にモニタリングすることが重要であると考えられます。
- 在宅生活の維持が困難となる理由としてあげられている「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」については、家族介護者への支援が重要です。介護サービス及びレスパイトケアの充実・利用促進のほか、家族介護者同士で集える場所や、介護専門職による助言・教育が受けられる機会の充実を図ることが、在宅生活継続の限界点を延ばすことにつながると考えられます。
- また、介護専門職による研修・講座等の充実を図ることは、「家族等の介護等技術では対応が困難」なために在宅生活の維持が困難となっているケースにおいても有効であると考えられます。
- 「認知症の症状の悪化」を理由に在宅生活の維持が困難となっている方の、具体的な内容としてあげられている「家事に支障がある」と「一人での外出が困難」については、生活支援サービスの充実を図ることが効果的であると考えられます。
- 「金銭管理が困難」については、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用が対応策としてあげられます。これらの支援・サービスの充実とともに、制度の周知・利用促進に努める必要があります。
- 「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」を理由に在宅生活の維持が困難となっている方については、訪問看護サービスを適切に利用できるよう、他職種連携の一層の推進が必要と考えられます。
- 特別養護老人ホームへの入所が適切であると判断された方のうち、約 4 割の方が利用申込を行っておらず、特に要介護 2 以下では 6 割以上の方が利用申込を行っていない状況です。これらのことから、重度化防止を目的とした取組を更に推進することで、在宅生活の継続につながる可能性が高いと考えられます。
- 一方、要介護 3 以上では 5 割以上の方が特別養護老人ホームの「空きがない」と回答しています。ケアマネジャーが「改善のために必要な支援・サービス」として「特養」のみを選択し、かつ「緊急度が高く」、入所できない理由として「空きがない」を選択されている場合は、特養待機者として考慮すべき優先度が高いといえます。ただし、ケアマネジャーが入所を必要と回答したケースであっても、本人が希望していないケース、緊急度が低いケースもあることから、ヒアリング調査等でより詳細な実態を把握していく必要があります。
- 「医療処置を理由に入所できない」の割合をみると、特養では5.1%、特養以外では2.4%と比較的低くなっていますが、今後、医療依存度の高い利用者の増加が見込まれることから、地域でどのように支えていくべきか体制を検討していく必要があります。

調査結果のまとめと考察（前回調査との比較）

（１）在宅での生活の維持が難しくなっている利用者について

■現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者

- 「柏崎市全体で、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者数（粗推計）」は、135人から246人と、111人増加

■現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者の属性

- 最も多い「独居で、自宅等（持ち家）に住む、要介護２以下の方」は、11.1ポイント増
- 「夫婦のみ世帯で、自宅等（持ち家）に住む、要介護３以上の方」は、5.0ポイント減
- 上位10類型のうち、「独居」の合計は6.8ポイント増

【考察】

- 在宅での生活の維持が難しくなっている利用者数が増加しており、利用者の属性では「独居」の割合が高くなっています。このため、独居であっても高齢者が在宅での生活維持を望む場合に、それが可能となるよう在宅でのサービス提供体制や適切な支援を検討していく必要があります。また、住み慣れた住まいで暮らすことができなくなった人に対して、支援・サービスの在り方について検討していくことも求められます。

（２）生活の維持が難しくなっている理由について

■生活の維持が難しくなっている理由（本人の状態に属する理由）

- 「認知症の症状の悪化」は、全体では2.5ポイント増、要介護２以下で10.8ポイント増、要介護３以上では、10.8ポイント減
- 「必要な生活支援の発生・増大」は、全体で12.9ポイント増、要介護２以下で9.3ポイント増、要介護３以上で12.2ポイント増

■生活の維持が難しくなっている理由（本人の意向に属する理由）

- 「生活不安が大きいから」は、全体では12.3ポイント減、要介護２以下で15.8ポイント減、要介護３以上で9.1ポイント減
- 「本人が、一部の居宅サービスの利用を望まないから」は、全体では5.5ポイント減、要介護２以下で7.0ポイント減、要介護３以上で7.9ポイント減
- 「費用負担が重いから」は、全体では3.4ポイント減、要介護２以下で10.2ポイント減、要介護３以上で4.2ポイント減
- 「その他、本人の意向等があるから」は、全体では10.6ポイント増、要介護２以下で16.9ポイント増、要介護３以上で1.1ポイント増

■生活の維持が難しくなっている理由（家族等介護者の意向・負担等に属する理由）

- 「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」は、全体で6.3ポイント増、要介護２以下で11.9ポイント増、要介護３以上で0.7ポイント増
- 「家族等の介護等技術では対応が困難」は、全体で2.3ポイント減、要介護２以下で11.7ポイント減、要介護３以上で16.4ポイント増

【考察】

- 生活の維持が難しくなっている理由として、必要とする生活支援が増大していることや介護度の低い方では認知症の症状の進行などが要因として考えられます。また、家族等の介護者にとっては、介護の負担・不安が大きくなっており、介護度が高い方では家族等が在宅で介護することが技術的に困難となっている状況がうかがえます。このため、生活支援サービスの充実を図ることで、在宅生活継続の限界点を延ばすことにつながることを考えられるとともに、訪問看護サービスの適切な利用など、他職種連携の一層の推進が必要と考えられます。

調査結果のまとめと考察（前回調査との比較）

■「必要な身体介護の増大」が理由の人の具体的な内容

- 「排泄（夜間）」は、全体で3.7ポイント増、要介護2以下で18.7ポイント増、要介護3以上で0.6ポイント減
- 「移乗・移動」は、全体で12.3ポイント減、要介護2以下で21.6ポイント減、要介護3以上は増減なし
- 「見守り・付き添い」は、全体で10.5ポイント減、要介護2以下で23.6ポイント減、要介護3以上で0.7ポイント減

■「認知症の症状の悪化」が理由の人の具体的な内容

- 「強い介護拒否がある」は、全体で3.0ポイント増、要介護2以下で12.3ポイント増、要介護3以上で9.9ポイント減
- 「金銭管理が困難」は、全体で4.0ポイント減、要介護2以下で12.7ポイント減、要介護3以上で6.6ポイント増

【考察】

- 現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている方の、生活の維持が難しくなっている理由に関して、「必要な身体介護の増大」では「排泄（夜間）」が増加しているように、在宅で介護を行う場合に、介護者の負担を軽減できるようにサービスの提供体制の充実を図るとともに、介護や認知症に関する基本的な知識や介護技術の習得、普及・啓発等の支援を行っていくことも考えられます。

（3）生活の改善に必要なサービスについて

■「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更

- 「より適切な『住まい・施設等』に変更する（例：サ高住への入居、特養への入所等）」が22.0ポイント増、「特養待機者」は9.0ポイント増、「その他施設等の待機者」は13.0ポイント増、「在宅サービス待機者」は15.0ポイント増

■「その他施設等の待機者」と「在宅サービス待機者」の生活の改善に必要なサービス

- 特養以外の「その他施設等の待機者」では、「グループホーム」が17.1ポイント増、「特定施設」が11.7ポイント増
- 「在宅サービス待機者」では、「定期巡回サービス」が16.3ポイント増

【考察】

- 在宅での生活の維持が難しい方の生活の改善に必要なサービス変更に関しては、より適切な住まい・施設等への変更が前回より増えており、そのうち、特養への入所も前回より増加し半数以上となっています。そのほか、グループホームや特定施設なども増加する一方、在宅サービスに関しても定期巡回サービスが増加しているなど、在宅生活の維持や生活改善に必要なとされているサービスを把握し、年代・世帯類型・要介護度別の特性等も踏まえながら、多様な供給体制を検討する必要があると考えられます。